

資 料 編

資料1 国の民間向け支援制度の現状（平成19年度）

1) 厚生労働省

中小企業子育て支援助成金（財団法人21世紀職業財団）	
内容	<p>育児休業取得者または短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、助成金を支給。</p> <p>【対象事業所】 常時雇用する労働者が100人以下で、一般事業主行動計画を策定し届け出ている事業者。 就業規定等に育児休暇や短時間労働制度についての規程がある。</p> <p>【助成額】 育児休業：一人目が100万円、二人目が60万円 短時間労働制度：一人目が100～60万円、二人目が60～20万円</p>
育児・介護雇用安定等助成金（財団法人21世紀職業財団）	
内容	<p>【事業所内託児施設設置・運営コース】 育児をしながら働く従業員のために託児施設を設置、運営、増築、建替え又は事業所内託児施設の保育遊具等を購入した事業主等に費用の一部を助成する。</p> <p>【ベビーシッター費用等補助コース】 従業員が育児・介護サービスを利用した場合に、その負担を軽減する措置を実施した事業主に、事業主が負担した額の一部を助成する。</p> <p>【代替要員確保コース】 育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に助成する。</p> <p>【子育て期の柔軟な働き方支援コース】 短時間労働制やフレックスタイム制など、仕事と育児の両立を支援する内容の制度を新たに規定し、3歳以上小学校就学までの子を養育する労働者がその制度を利用した場合に事業主に支給する。</p> <p>【男性労働者育児参加促進コース】 男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場作りに向けたモデル的な取組を行う事業主に助成する。</p> <p>【職場風土改革コース】 計画的に職場風土改革に取組み、育児休業制度等を取得しやすい環境整備を行う事業主に助成する。</p> <p>【休業中能力アップコース】 育児休業、介護休業を取得した従業員に、在宅講習、職場環境適応講習、職場復帰直前講習、職場復帰直後講習などの「職場復帰プログラム」を実施する事業主に助成する。</p>
パートタイム助成金（財団法人21世紀職業財団）	
内容	<p>次の各制度を導入し、実際に利用者が発生した場合に支給される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①正社員と共に処遇制度の導入（利用者：1人以上、支給金額50万円） ②パートタイマーの能力・職務に応じた処遇制度の導入（利用者：1人以上、支給金額30万円） ③正社員への転換制度の導入（利用者：1名以上、支給金額：30万円） ④短時間正社員制度の導入（利用者：1名以上、支給金額：30万円） ⑤教育訓練の実施（利用者：延べ30人以上、支給金額：30万円） ⑥健康診断・通勤に関する便宜供与の実施（利用者：1名以上、支給金額：30万円、ただし①～⑤のいずれかを受給した事業主）
備考	短時間正社員制度は、育児・介護休業法に定められている「勤務時間の短縮」の措置を講ずる場合に利用できる。ただし、育児・介護のみの理由による正社員から短時間正社員への転換は支給対象外なので、その他の理由も必要となる。

労働時間等設定改善推進助成金	
内容	<p>事業主団体としてのネットワークを活用して、傘下事業場に対する相談、指導等の支援事業を行う中小企業の事業主団体（あるいはその連合団体）に、事業に必要な費用の一部を助成する。</p> <p>また、出産・育児等を担う20代後半から30代の労働者の労働時間等の設定に重点的に取り組む団体には上乗せして助成する。</p> <p>○支援事業の内容</p> <p>事例の収集・普及啓発の事業、セミナーの開催、巡回指導の実施等</p> <p>【助成金額】</p> <p>上限500万円（団体規模による）、上乗せ金額：上限300万円（団体規模による）</p>
子育て女性起業支援助成金	
内容	<p>子育て期の女性が起業し、起業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主になった場合に、当該事業主に対して起業に要した費用の一部を助成（上限：200万円）する。</p> <p>雇用保険の被保険者であった期間が5年以上、有効求人倍率が全国平均を下回る地域に住んでいる事などが条件。</p>
病院内保育所運営事業	
内容	<p>医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う事業に対し、その運営費の一部（人件費等）を補助する。</p> <p>【対象事業所】</p> <p>民間病院</p> <p>【対象経費】</p> <p>病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費及び委託料。</p> <p>【補助率および補助額】</p> <p>国1／3、都道府県1／3</p>
ベビーシッター育児支援事業（財団法人子ども未来財団、事業は社団法人ベビーシッター協会へ委託）	
内容	<p>職員の福利厚生の一環として事業主が利用可能な制度。</p> <p>利用の協定を結んだ企業にベビーシッター割引券（1枚で1500円の割引）を交付。職員がベビーシッターを利用するときに割引券を使うことができる。ただし、小学校3年生までの子どもで、仕事のためにベビーシッターを利用し、家庭内での保育と保育所等への送迎のみに限られる。</p>
保育遊具等助成事業（財団法人子ども未来財団）	
内容	<p>従業員のために事業所内保育施設を運営している事業主が、保育遊具や給食・調理設備等を購入する経費の一部を助成。</p> <p>【対象経費】</p> <p>一品の実購入単価が10,000円以上、総経費200,000円以上の保育遊具等の購入費用。</p> <p>給食・調理設備や調理器具の整備に要する費用。</p> <p>【助成額】</p> <p>実費から100,000円（自己負担金）を控除した額。上限は40万円。</p>
保育活動促進事業（財団法人子ども未来財団）	
内容	<p>事業所内保育施設で、高齢者等の協力を得て行う世代間交流活動や郷土文化の伝承活動などの保育活動を実施する場合に、その経費の一部を助成。</p> <p>【対象となる活動】</p> <p>地域の高齢者等との世代間交流活動、保育施設での又は保育士を派遣しての育児相談・育児教室等の開催、地域の子どもたちを保育施設での行事等へ招待しての交流活動、郷土文化の伝承活動など。</p> <p>【対象経費】</p> <p>活動に必要な謝金、印刷製本費等の経費など</p> <p>【助成額】</p> <p>対象経費の実費から対象事業への寄付金等の収入額を控除した額。上限は10万円。</p>

授乳コーナー・キッズルーム整備助成事業（財団法人子ども未来財団）	
内容	<p>デパート、スーパー、駅などの不特定多数の人が利用する施設に、授乳コーナー等子育てを支援するための施設及び設備の整備に対して、施設の所有者又は経営者に助成。</p> <p>【対象経費】 授乳コーナー・キッズルームの整備に必要な工事費及び設備整備費</p> <p>【助成額】 授乳コーナー：1か所当たり100万円を上限、キッズルーム：1か所当たり50万円を上限</p>
商工会等育児支援助成事業（財団法人子ども未来財団）	
内容	<p>幼児又は小学生を対象に、商店街の空店舗を活用して行う子育て支援事業の経費を助成。対象となるのは、原則として週1回以上実施する次のような子育て支援の事業。また、助成期間（3年間）終了後も同じ内容のものを継続的に実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て中の親子及び異年齢世代との交流・集いの場の提供 ○買い物等の外出の際に子どもを気軽に遊ばせる場所の提供 ○商店街に来訪した際に子どものケアをする場所の提供 ○保護者に急用が生じた場合に一時的に子どもの面倒をみる場所の提供 <p>【対象事業者】 商工会、商工会議所、事業者</p> <p>【対象経費】 活動に必要な謝金、遊技等購入費、会場等の賃料、印刷製本費等の経費など</p> <p>【助成額】 事業実施総額（年額）から寄付金等を控除した額と助成対象経費の実支出額の少ない方。上限は50万円。</p>
放課後子ども活動推進民間整備事業	
内容	<p>放課後子ども活動を推進する施設を建築する場合に、施設の整備に要する経費の一部を助成。</p> <p>【対象事業者】 一般事業主、社会福祉法人等</p> <p>【対象経費】 建物の整備（新築、増改築、改修）に要する工事費（工事請負費を含む）及び設計監督費（建物の設計及び監理等の事務に要する費用）。</p> <p>【助成額】 児童の利用定員に応じて財団が規定する計算式によって算出。上限は795万円。</p>
企業等福利厚生施設開放助成事業	
内容	<p>学校の休校日や放課後に、企業等の福利厚生施設を地域の子どもや保護者が利用できるように、年間概ね24回以上開放する事業に対して、経費を助成する。助成期間は3年間とし、原則として助成期間終了後も同じ内容の事業を継続的に実施すること。</p> <p>【対象事業者】 企業等</p> <p>【対象経費】 光熱水料や維持管理費、消耗品費、用具の購入費など</p> <p>【助成額】 事業に要する総額（年額）から寄付金や開放施設の所有者が受取る参加料等を控除した額と、助成対象経費の支出額とを比較して少ない方の額。上限は40万円。</p>

2) 経済産業省

戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金	
内容	<p>【対象事業】 内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき民間事業者が実施する事業。 ソフト事業： ○商店街等活性化支援…福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業等の商店街等の活性化を図る事業。 ○空き店舗活用支援…チャレンジショップ、保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業。 ○中心市街地活性化協議会事務局支援（外部人材活用等推進体制支援） ハード事業：商業基盤施設や、教養文化施設等の一般公衆利便施設を整備する事業。</p> <p>【対象事業者】 自治体を除くすべての事業者</p> <p>【補助率および補助額】 補助率 1／2 以内（国） 補助額の上限は概ね10億円、下限は1千万円（ハード、ソフト事業の組み合わせ）、150万円（ソフト事業のみ）。※ハード事業のみは補助対象外</p>
備考	保育サービス施設、児童遊戯施設の設置および運営に利用可能。

少子高齢化等対応中小商業活性化事業

少子高齢化等対応中小商業活性化事業	
内容	<p>【対象事業】 商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、以下のいずれかに対応した事業（施設整備事業と活性化支援事業に区分される）。</p> <p>少子化、高齢化、安全・安心（防犯・防災）、環境・リサイクル、創業・ベンチャー、商業苗床機能、地域資源活用したブランドの創設</p> <p>※事業内容については「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業」と同様。ただし、中心市街地（計画による）で実施する場合は対象外。</p> <p>【対象事業者】 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興組合連合会 等</p> <p>【補助率および補助額】 補助率：1／2（国） 補助額の上限は5億円、下限は100万円（ハード、ソフト事業の組み合わせ）、150万円（ソフト事業のみ）。※ハード事業のみは補助対象外</p>
備考	保育サービス施設、児童遊戯施設の設置や運営に利用可能。

3) 補助金以外

事業所内託児施設等の割増償却（子育て支援税制）	
内容	一般事業主行動計画（託児施設の設置及び運営に関する事項が定められているもの）を厚生労働大臣に届け出ている事業主が、平成19年4月1日から平成21年3月31までの間に一定の基準を満たす託児施設を取得した場合に割増償却を認める。 償却限度額は、事業所内託児施設等の普通償却限度額とその普通償却限度額の20%（中小企業は30%）相当額との合計額。
中小企業少子化対策融資制度（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等）	
内容	事業所内託児施設の整備（改善・改修を含む）に対する融資 貸付限度額：7億2,000万円（中小企業金融公庫）、7,200万円（国民生活金融公庫）

4) 子育て支援サービス提供者向け

(厚生労働省)

特別保育事業等推進施設助成事業	
内容	保育所を設置・経営する社会福祉法人等が、特別保育事業等を推進するために行う建物や設備の整備及び備品等の購入に要する経費の一部を助成。 【対象事業者】 社会福祉法人等 【対象経費】 特別保育事業等を推進するために必要な建物や設備の整備費及び備品等の購入費 【補助率および補助額】 財団が認めた総事業費に4分の3を乗じて得た額。上限は75万円。

(経済産業省)

サービス産業創出支援事業	
内容	育児を精神面や環境面でサポートしたり、肉体的・時間的負荷の軽減をサポートしている各種団体等が連携して、融合的・複合的な新しいサービスが提供されるような、育児支援関連サービス業の創出に資する事業を公募。 提案事業の具現化に必要な、基盤整備（施設等は含まない）や調査（300万円）、計画策定（500万円）を委託事業として実施する。